

大分県報

平成二十八年
第二八四〇号
十二月十六日

（金曜日）

目次

告示

- 一 大規模小売店舗に関する意見……………
- 一 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
- 一 道路区域の変更（三件）……………
- 二 道路の供用開始（三件）……………
- 三 土地改良区の役員の就退任……………
- 四 県営土地改良事業の工事の完了……………

○告示

大分県告示第六百二十号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十八年十二月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス西本町店
宇佐市大字四日市字野ノ中三百八十番一 外

二 意見の概要

- （一） 防災・防犯対策への協力について
- （二） 騒音の発生に係る事項について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月十六日まで
2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成二十八年十二月十六日

事業名

県営中山間地域総合整備事業
（農業用排水施設整備）
（農道整備）

地区名

豊後大野
西部地区

縦覧期間

平二八・一二・一六から
平二九・一・五まで

縦覧場所

豊後大野市役所

大分県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道梶寄浦
佐伯線

佐伯市字屋敷九三九四番二地先から
佐伯市字下小谷二ノ九六三一番一
地先まで

前

一・〇
〇
四・〇

三二〇・〇
メートル

後

一四・〇
〇
九・三

三一〇・〇
メートル

大分県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道小川穴井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五五〇番三から竹田市大字炭竈字赤畑五六三番六まで	八・六 メートル 〽五・五	三四・〇 〽七・〇	一七七・〇	メートル
	竹田市大字炭竈字赤畑五五〇番四から竹田市大字炭竈字赤畑五六三番九まで				

大分県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六〇一番から豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六四七番二まで		二五・三 メートル 〽一二・〇	一六三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示す		

県道竹田犬飼線

豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六〇一番から豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六四七番二まで

豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六〇一番から豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六四六番四まで

県道牧口徳田竹田線

豊後大野市緒方町徳田字立平三四六番二地先から豊後大野市緒方町徳田字井手平四一五番一地先まで

平成二十八年十二月十六日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日

る敷地の区分をいう。

大分県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道小川穴井追線 竹田市大字炭竈字赤畑五五〇番四から 竹田市大字炭竈字赤畑五六三番九まで 平二八・一二・一六

大分県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道牧口徳田竹田線 豊後大野市緒方町徳田字立平三四六番二から 豊後大野市緒方町徳田字井手平四一五番一地 先まで 平二八・一二・一六

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高島井堰土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

(退任役員)

役名 氏名 住所

理事 吉良勝彦 佐伯市大字稲垣九八〇番地

〃 山田定男 〃 大字稲垣二〇二二番地

〃 池邊敏雄 〃 大字稲垣一三五四番地

〃 出納康男 〃 大字稲垣八二七番地

〃 米澤康博 〃 大字稲垣一〇三五番地

〃 福嶋雅幸 〃 大字稲垣二〇六〇番地

〃 野口恵 〃 大字池田一四九二番地

〃 繁里雄一 〃 大字池田六五一番地

〃 檜垣義則 〃 大字池田一二七三番地

〃 戸山定男 〃 大字池田六一八番地

〃 監事 桧垣榮一 〃 大字池田一一五三番地

〃 飯田峯生 〃 大字稲垣一〇九二番地

〃 河野洋之 〃 城南町一一番二号

(就任役員)

役名 氏名 住所

理事 吉良勝彦 佐伯市大字稲垣九八〇番地

〃 山田定男 〃 大字稲垣二〇二二番地

〃 池邊敏雄 〃 大字稲垣一三五四番地

〃 出納康男 〃 大字稲垣八二七番地

〃 米澤康博 〃 大字稲垣一〇三五番地

〃 福嶋雅幸 〃 大字稲垣二〇六〇番地

〃 野口恵 〃 大字池田一四九二番地

平成二十八年十二月十六日

大分県報（公告）

四

〃	繁里雄一	〃	大字池田六五一番地一
〃	檜垣義則	〃	大字池田一二七三番地
〃	戸山定男	〃	大字池田六一八番地一
監事	桧垣榮一	〃	大字池田一一五三番地四
〃	飯田峯生	〃	大字稲垣一〇九二番地三
〃	河野洋之	〃	城南町一一番二号

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成二十八年十二月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名

着手年月日

完了年月日

県営ため池等整備事業
（危険ため池緊急整備）
（犬鼻池地区）

平二一・九・一一

平二五・一〇・二四

県営ため池等整備事業
（危険ため池緊急整備）
（亀の甲・菅池地区）

平二二・一二・三

平二五・一二・一一

県営ため池等整備事業
（危険ため池緊急整備）
（読川上池地区）

平二五・一〇・三〇

平二七・八・二六

県営ため池等整備事業
（危険ため池緊急整備）
（奥迫池地区）

平二五・一〇・三

平二七・一二・一一